

## 学校 I C T 環境整備に係る財政支援について

九州部会提出  
説明担当 天草市

新学習指導要領においては、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記された。

このため、文部科学省により、新学習指導要領の実施を見据えた「2018年度以降の学校における I C T 環境の整備方針」が取りまとめられ、当該整備方針を踏まえた「教育の I C T 化に向けた環境整備5か年計画」が策定されたところであり、「このために必要な経費については、地方交付税措置する」となされている。

しかしながら、上記の整備方針で目標とされる I C T 環境を整備するには、超高速インターネット及び無線 L A N に係る施設整備や、学習者用コンピュータ、指導者用コンピュータ、大型提示装置及び実物投影機等の備品の購入、情報端末や通信のトラブルに対する技術的支援等を行う I C T 支援員の配置等、さまざまな面での整備が必要であり、特に、光ケーブル等の通信環境の整備や I C T 支援員の人材確保について、地方都市においては費用が増大する傾向があり、環境整備に係る費用の財政負担が課題となっている。

このような状況を踏まえ、全ての子どもが同等の水準で受けるべき教育環境に格差が生じることがないように、下記事項について措置を講じるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 学習指導要領の改定に伴う学校の I C T 環境整備について

通信環境の整備はもとより、備品購入に係る経費や I C T 支援員の確保、各システムやソフトウェアの導入等の経費等について、地域の実状や実態に見合った財政支援措置を講ずること。